

重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社デイジー訪問看護ステーション
主たる事務所の所在地	〒673-0541 三木市志染町広野 2 丁目 91
代表者（職名・氏名）	栗田 信浩
設立年月日	令和 4 年 12 月 1 日
電話番号	0794-70-7625

2 事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイジー訪問看護ステーション	
事業所の所在地	〒673-0541 三木市志染町広野 2 丁目 91	
電話番号	0794-70-7625	
指定年月日・事業所番号	令和 4 年 12 月 1 日 指定	2862390180
管理者の氏名	金川 純	
通常の事業の実施地域	三木市、神戸市西区（北山小学校区・押部谷小学校区・押部谷中学校区・神出小学校区・神出中学校区・） 小野市（市場小学校区）	

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	訪問看護事業は、老人保健法、健康保険法、及び介護保険法に規定する。 訪問看護を提供することにより、お客様のご家庭での療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を図り、生活の質の確保ならびに維持を目指す事を目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 訪問看護の内容

- (1) 病状の観察・健康管理
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話(カテーテル・点滴・高カロリー輸液・胃瘻等)
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) ターミナルケア(終末期ケア・疼痛緩和)
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) 医師指示による医療処置
- (8) 精神的支援(自立支援医療)
- (10) その他医師の指示による医療処置

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日
休日	・土曜、日曜、祝日(振り替え休日を含む) ・年末年始(12月29日から1月3日)
営業時間	8:45~17:45

※当ステーションでは年間を通して24時間連絡が取れる体制を設けています

6 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2名	理学療法士	常勤 名
	非常勤 1名		非常勤 名
准看護師	常勤 名	作業療法士	常勤 名
	非常勤 名		非常勤 名
保健師	常勤 名	言語聴覚士	常勤 名
	非常勤 名		非常勤 名

7 サービス提供の責任者

あなたへの訪問看護提供の管理責任者は下記のとおりです。

利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 金 川 純
----------	-------------

8 医療保険における訪問看護利用について

医療保険の利用対象者は、主治医が訪問看護の必要を認めた方です。

- (1) 介護保険対象外（非該当）の方
- (2) 介護保険対象でも厚生労働大臣が定めた疾患、特別訪問管理加算（別表7・別表8）の対象者の方
- (3) 急性増悪等により主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要と認めた場合

※通常は週3日が限度です。

※特別訪問看護指示書の指示期間と別表7別表8では、週4日以上訪問できます。

※指示書の発行料は主治医の医療機関より請求されます。

別表7
<p>・末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上、生活機能障害度Ⅱ度又はⅢ度のものに限る）・多系統萎縮症・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群・頸髄損傷・人工呼吸器を使用している状態</p>
別表8
<p>・在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレを使用している状態・留置カテーテル（胃ろう、膀胱留置カテーテル等）を使用している状態・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・難治性皮膚疾患処置指導管理・人工肛門を設置している状態・人工膀胱を設置している状態・真皮を超える褥瘡の状態・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態</p>

① キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

※利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

② 支払い方法

月末締めで毎月10日以降に請求書をお渡しいたします。

入金を確認できましたら、領収書を発行いたします。

現金での集金・指定口座への振込・口座振替にてお支払いください。

9 緊急時における対応

当ステーションでは、24 時間体制で在宅療養を支援しております。

訪問看護を受けておられる利用者様、またはご家族様から電話により看護に関する相談をいただいた場合、必要に応じて訪問看護を行います。

症状急変の場合は、かかりつけ医師とも連携いたします。

24 時間対応体制加算を契約の利用者様には、年間を通じて連絡が取れる電話番号をお知らせしています。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	医師
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10 感染症・災害発生時について

(1) 事業計画に向けた取り組みの強化

ア 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の早期の業務再開を図るための 次の措置を講ずるものとします。

(ア) 感染症や自然災害などの非常時の発生時において、事業所の業務継続計画 (BCP) マニュアルに沿って研修・訓練を実施します。

(イ) BCP 委員会の中から担当指名 1 名を置き、定期的な委員会を開催し、定期的に計画の見直し、実行可能な内容になる様に見直します。

(ウ) 感染症や災害の発生時、近隣の訪問看護事業所と連携し対応いたします

11 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0794-70-7625 面接場所 当事業所の相談室 受付時間 8 時 45 分～17 時 45 分
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機関	三木市役所 健康福祉部介護保険課	所在地：三木市上ノ丸 10-30 電話番号：0794-82-2000
	兵庫県 国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地： 神戸市中央区三宮 1 丁目 9 番 1-1801 号 電話番号：078-332-5617

医療保険での訪問看護サービスに係る加算

□ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算される。

特別管理加算（Ⅰ）（重症度が高い）	特別管理加算（Ⅱ）
在宅悪性腫瘍患者指導加算 在宅気管切開患者指導加算 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導加算・在宅血液透析指導加算 在宅酸素療法指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅自己導尿管理 人工肛門・人工膀胱を設置している状態 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 難治性皮膚疾患処置指導管理 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

□ 24時間対応体制加算

24時間連絡が出来る体制にあり、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合月1回加算されます。

緊急訪問を行うと更に緊急訪問看護加算が加算される。

□ 退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活についてカンファレンスを行った場合に、退院退所後の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

□ 特別管理指導加算

退院後特別な管理が必要な方（上記〈特別管理加算〉参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算される。

□ 退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算される。

□ 訪問看護ターミナルケア療養費

死亡日及び死亡日前14日以内に、2日（2回）以上の訪問を行った場合に加算される。

（ターミナルケア後、24時間以内に在宅で死亡した場合を含む）

□ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につき加算される。

□ 複数名訪問看護加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算される。

- 1 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- 2 暴力行為、迷惑行為等がみられる場合
- 3 その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□ 訪問看護情報提供療養費

利用者の居住する市区町村に訪問看護の状況の文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算される。

主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス（入浴、洗濯等のサービスを含む）等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているもの。

□ 緊急訪問看護加算

利用者又は家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日に1回加算される。。

□ 在宅患者連携指導加算

医療関係職種間で共有した情報を踏まえて訪問看護ステーションの看護師等が、患者又は家族へ指導等を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について多職種に情報提供した場合、月1回加算される。

□ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

関係する医療関係職種等がカンファレンスで共有した利用者の診療情報を踏まえ、それぞれの職種が当該利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合加算される。（月2回まで）

□ 難病等複数回訪問看護加算

厚生労働大臣の定める疾病等、特別訪問看護指示書期間中に、1日に2回又は3回以上訪問看護を行った場合加算される。

□ 夜間早朝加算・深夜加算

夜間（18：00～22：00）早朝（6：00～8：00）深夜（22：00～6：00）

利用者の求めで訪問看護を行った場合に加算される。

訪問看護医療 DX 情報活用加算

看護師等が、電子資格確認により利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月 1 回加算される。

訪問看護ベースアップ評価料 (I)

医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に月 1 回加算される。

訪問看護物価対応料 1

訪問看護管理療養費を算定している場合、所定額が加算される。(1 日 1 回)

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	三木市志染町広野 2 丁目 91
	代表取締役	栗田 信浩
	事業所名	デイジー訪問看護ステーション
	管理者	金川 純

私 (利用者及びその家族) は、訪問看護サービスの料金と加算の同意書を受領し説明を受け必要に応じ加算することに同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____

署名代行者
(又は法的代理人) 住所 _____
(本人との続柄 _____)

氏名 _____